

社会福祉法人智頭町社会福祉協議会役員等の 報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第10条並びに第25条の規定による社会福祉法人智頭町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 本会の役員等は、理事、監事、及び評議員とし、委員は、智頭町社会福祉協議会委員会設置要項、及び評議員選任解任委員会設置運営規程に規定する委員とする。

(報酬)

第3条 本会の役員等報酬は、次のとおりとする。

- (1) 本会を代表する非常勤の会長理事 月額 80,000 円
- (2) 臨時一時金
 - (1) 項に定める報酬の他、社会福祉法人智頭町社会福祉協議会職員給与規程第37条第2項に準じて臨時一時金の支給を行うことができるものとする。
- (3) 会長理事を除く非常勤の理事および監事
報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に第5条に定める費用を弁償する。
- (4) 評議員
報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に第5条に定める費用を弁償する。
- (5) 委員会設置要項、及び評議員選任解任委員会設置運営規程に規定する委員報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に第5条に定める費用を弁償する。

(支給方法)

第4条 第3条(1)に規定する本会を代表する非常勤の会長理事の報酬の支給方法については、本会職員給与規程第8条を準用し、毎月10日とする。ただし、支給日が土曜日・日曜日または休日である場合は、その前日に支給する。

(費用弁償)

第5条 本会の役員等の費用弁償は、次に定めるものとする。

(1) 会長理事を除く非常勤の理事

会議等出席 1 回につき、3,000 円

(2) 監事

会議等出席 1 回につき、3,000 円

(3) 評議員

会議等出席 1 回につき、3,000 円

(4) 委員会設置要項、及び評議員選任解任委員会設置運営規程に規定する委員

会議等出席 1 回につき、3,000 円

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決による。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 12 月 16 日から改訂、施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から改訂、施行する。

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から改訂、施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 20 日から改訂、施行する。

この規程は、平成 30 年 3 月 27 日から改訂、施行する。

この規程は、2020（令和2）年 9 月 24 日から改訂、施行する。

この規程は、2021（令和3）年 9 月 30 日から改訂、施行する。

この規程は、2026（令和8）年 1 月 1 日から改訂、施行する。

別表1 (第3条及び第5条関係)

役職名	勤務形態	報酬総額（年額）	弁償費
会長	非常勤	960,000円	-
理事	非常勤	-	3,000円/回
監事	非常勤	-	3,000円/回
評議員	非常勤	-	3,000円/回
委員	非常勤	-	3,000円/回